

治療と仕事の両立支援

厚生労働省 労働基準局安全衛生部労働衛生課 治療と仕事の両立支援室

病気の治療を行いながら仕事をしている労働者は、労働人口の3人に1人を占めています。また、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づく一般定期健康診断における有所見率は5割を超え、年々上昇を続けています。労働力の高齢化が進む中で、職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面はますます増えることが予想されます。

しかしながら、病気を治療しながら仕事をしている労働者のなかには、仕事上の理由で適切な治療を受けることができない人や、職場の理解が得られずに、治療と仕事の両立に困難さを感じている人も少なくありません。場合によっては離職したり、治療を中断してしまうこともあります。また、職場での対応は個々の労働者の状況に応じて進めるため、職場での支援の方法やかかりつけ医療機関等との連携に悩む企業担当者も少なくありません。

このため、厚生労働省では、がん、脳卒中などの、反復継続して治療が必要な疾病を抱える労働者に対して、適切な就業上の措置や治療に対する配慮を行い、治療と仕事が両立できるようにするため、関係者の役割、事業場における環境整備、個別の労働者への支援の進め方を含めた事業場における取組みをまとめた「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」(図1)を策定し、普及を進めています。

○「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」(図1)

治療と仕事の両立支援のためのガイドライン

疾病を抱える労働者が、職場において適切な就業上の措置や治療に対する配慮が行われるよう、企業における治療と仕事の両立支援の具体的な取組の進め方等をまとめた「ガイドライン」を作成(平成28年2月公表)

【ガイドライン参考資料】

- 「疾患別留意事項」を作成(がん、脳卒中、肝疾患、難病)
- 「企業・医療機関連携マニュアル」を作成

●ガイドラインの概要

1 両立支援を行うための環境整備(実施前の準備事項)

- 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
- 研修等による両立支援に関する意識啓発
- 相談窓口の明確化等
労働者が安心して相談・申出できる相談窓口及び情報の取扱い等を明確化
- 休暇・勤務制度の整備
両立支援のために利用できる休暇・勤務制度を検討・導入
【休暇制度】時間単位の年次有給休暇、傷病休暇・病気休暇
【勤務制度】短時間勤務制度、テレワーク、時差出勤制度、試し出勤制度



2 個別の両立支援の進め方

両立支援を必要とする労働者からの申出

両立支援のための情報のやりとり

※ 以下、ガイドラインの様式例を活用できる

- ① 労働者から、主治医に対して、業務内容等を記載した書面を提供
- ② 主治医から、就業継続の可否や就業上の措置、治療への配慮等について意見書を作成

③ 職場における両立支援の検討と実施

事業者は、主治医、産業医等の意見を勘案し、労働者本人と十分に話し合った上で、就業継続の可否、具体的な措置(作業転換等)や配慮(通院時間の確保等)の内容を決定・実施

※「両立支援プラン」の作成が望ましい

① 勤務情報の提供

② 意見書

③ 両立支援プラン/
職場復帰支援プランの作成

掲載箇所 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>

また、2017年3月に決定された「働き方改革実行計画」に基づき、主治医、会社・産業医と、患者（労働者）に寄り添う両立支援コーディネーターによる治療と仕事の両立に向けたトライアングル型のサポート体制の構築などを推進することとしており（図2）、両立支援コーディネーターの育成・配置や、主治医、会社と、産業医が効果的に連携するための「企業・医療機関連携マニュアル」（図3）等の作成・普及などに取り組んでいます。

○働き方改革実行計画に基づく取組み(図2)

働き方改革実行計画に基づく今後の対応

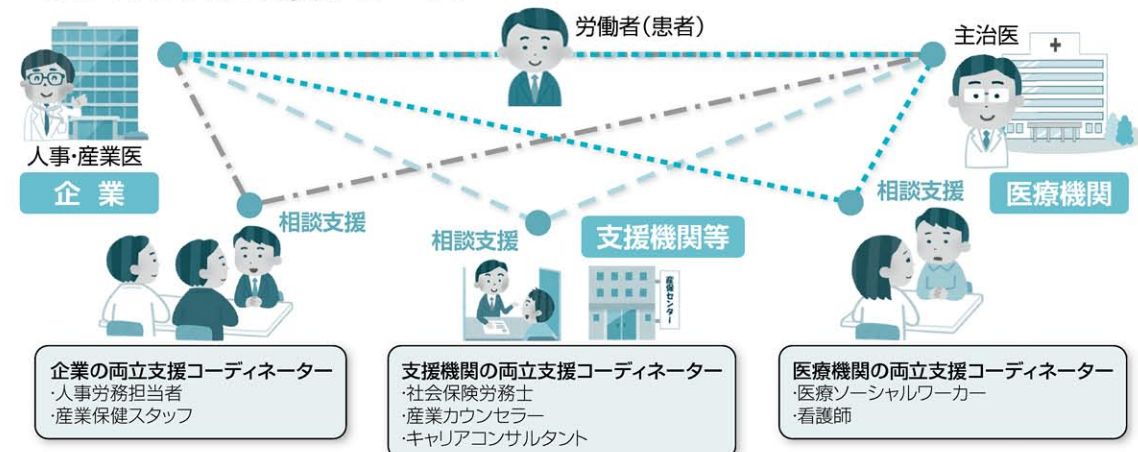
1 会社の意識改革と受入れ体制の整備

- 治療と仕事の両立を含む社員の健康保持増進に対する経営トップ、管理職等の意識改革
- 柔軟な休暇制度・勤務制度等両立を可能とする社内制度の整備促進
- 治療と仕事の両立等の観点からの傷病手当金の支給要件等の検討

2 トライアングル型支援などの推進

- 主治医、会社・産業医、両立支援コーディネーターによるトライアングル型サポート体制の構築
- トライアングル型サポート体制のハブとなる両立支援コーディネーターの育成・配置
- 会社向け「疾患別サポートマニュアル」、医療機関向け「企業連携マニュアル」の策定・普及

＜トライアングル型支援のイメージ＞



➡ 治療と仕事の両立が普通にできる社会を目指す

両立支援コーディネーター

担い手：企業の人事労務担当者や産業保健スタッフ・医療機関の医療従事者・支援機関等

機能：支援対象者に寄り添いながら継続的な相談支援等を行うこと

役 割：それぞれの立場における支援の実施 及び 関係者との連携・調整

支援対象者の同意を前提として、治療に関する情報や業務に関する情報等を得て、支援対象者の治療や業務の状況に応じた必要な配慮等の情報を整理して本人に提供する 等

○企業・医療機関連携マニュアル(図3)

企業・医療機関連携マニュアル

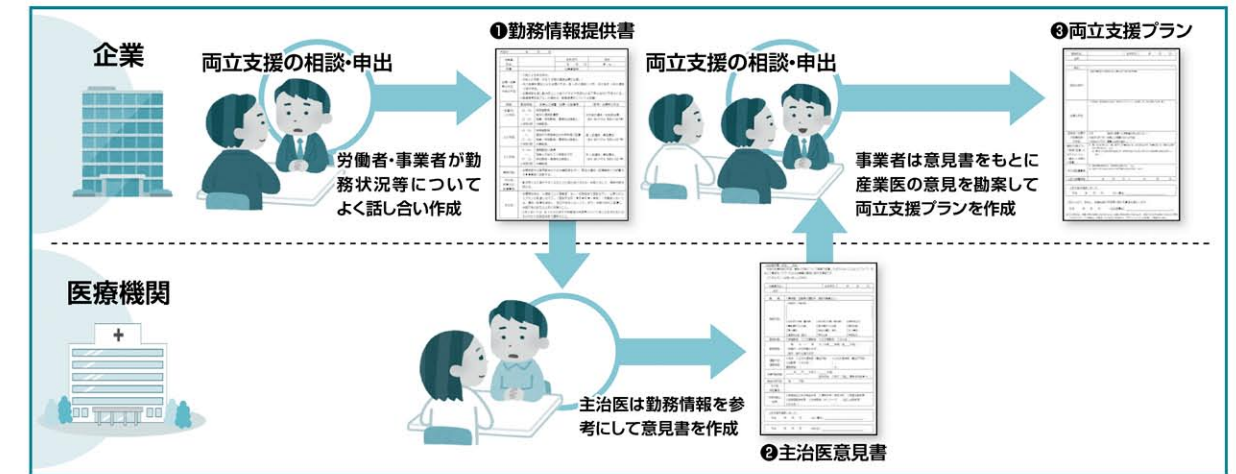
ガイドラインに基づく両立支援は、企業と医療機関が連携することで、労働者本人の症状や業務内容に応じた、より適切な両立支援の実施が可能となる。

企業・医療機関連携マニュアルは、企業と医療機関が情報のやりとりを行う際の参考となるよう、ガイドライン掲載の様式例に沿って、その作成のポイントを示すもの。

※具体的な事例を通じた記載例(事例編)として、**がんの事例(4例)**、**肝疾患の事例(3例)**、**脳卒中の事例(4例)**を作成。

※事例編の肝疾患、脳卒中はH31年3月に追加

企業・医療機関における両立支援のための情報のやりとり



※各段階において両立支援の可否をその都度判断する。

その他、地域全体で病気を抱えながら働く労働者を支援するため、使用者団体、労働組合、都道府県医師会、都道府県衛生部局、地域の中核の医療機関、都道府県産業保健総合支援センター、労災病院などで構成される「地域両立支援推進チーム」を各都道府県労働局に設置し、地域の実情に応じた両立支援の促進にも取り組んでいます。

治療と仕事の両立支援の広報に関しては、治療と仕事の両立に役立つ情報を集約したポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」において、企業における両立支援の取組事例の掲載、医療機関や企業向けリーフレットの掲載の他、これまでに開催した企業向けシンポジウムの動画配信も行っています。また、今年度もシンポジウムを全国各地(26か所)にて開催予定であり、その開催案内についてもポータルサイトに随時掲載していきますので、ぜひご活用ください。

治療と仕事の両立支援ナビ <https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/>